

岡 安 商 事 株 式 会 社

(2 0 0 7 年 版)

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- (1) 会社名等
- (2) 会社の沿革 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- (3) 会社の目的 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- (4) 事業の内容 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
 - 経営組織
 - 業務の内容
 - (a) 主たる業務
 - (b) 従たる業務
- (5) 営業所の概況
- (6) 財務の概要 平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- (7) 発行済株式総数
- (8) 主要株主名 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- (9) 役員の状況 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- (10) 従業員の状況 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- (1) 営業方針 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- (2) 当社および当業界を取り巻く環境 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- (3) 営業の経過および成果 当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
 - 委託手数料部門
 - 受取手数料
 - 売買損益部門
 - 売買損益
 - 売買高
- (4) 対処すべき課題 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- (5) 受託業務管理規則 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。
- (6) 外務員の登録状況
- (7) 委託者に関する事項

- (8) 苦情・紛争に関する事項
平成 18 年度中の受付件数及び処理結果
- (9) 訴訟に関する事項
平成 18 年度中の係争

3 . 経理の状況

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 株主資本等変動計算書
- (4) 個別注記事項
 - 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 会計方針の変更
 - 貸借対照表等に関する注記
 - 損益計算書に関する注記
 - 株主資本等変動計算書に関する注記
 - リースによる使用する固定資産に関する注記
 - 関連当事者との取引に関する注記
 - 1 株当たり情報に関する注記
 - その他の注記
- (7) 財務比率

1. 会 社 の 概 況

(1) 会社名等

商品取引員名 岡安商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 岡本 安明
 所在地 大阪府大阪市中央区北浜二丁目3番8号
 電話番号 06-6222-0001(代)

(2) 会社の沿革

当社は昭和30年5月9日に岡安証券株式会社を母体として、商号を岡安商事株式会社として設立致しました。

年 月	概 要
昭和30年 5月	商品先物取引の受託業務を目的として、岡安商事株式会社を大阪市東区北浜2丁目53番地に設立。資本金200万円。
昭和30年 5月	大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所に会員加入、仲買人登録。
昭和30年 8月	資本金を300万円に増資。
昭和31年 2月	資本金を400万円に増資。神戸ゴム取引所に会員加入、仲買人登録。
昭和31年 5月	鳴門出張所開設。
昭和31年 8月	資本金を600万円に増資。
昭和32年 2月	日本橋出張所開設。(昭和62年4月大阪南支店に昇格)
昭和32年 3月	土佐出張所開設。
昭和32年 4月	徳島出張所開設。(現 徳島支店)
昭和32年 11月	資本金を900万円に増資。京都出張所開設。
昭和33年 3月	高田出張所開設。(現 大和高田支店)
昭和33年 7月	尼崎出張所開設。
昭和33年 9月	尾道出張所開設。
昭和34年 1月	岸和田出張所開設。土佐、尾道出張所廃止。
昭和34年 8月	堺出張所開設。
昭和34年 10月	彦根、桜井出張所開設。
昭和35年 4月	福井、山陰(倉吉に名称変更)出張所開設。岸和田出張所廃止。
昭和35年 10月	桜井出張所廃止。
昭和36年 5月	北海道穀物商品取引所に会員加入、仲買人登録。札幌出張所開設。(現 札幌支店)
昭和36年 8月	資本金を1,400万円に増資。
昭和36年 9月	神戸生糸取引所に会員加入、仲買人登録。 富山、下関、福岡、米子出張所開設。鳴門出張所廃止。
昭和36年 11月	大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所(綿糸市場)に会員加入、仲買人登録。
昭和36年 12月	大阪三品取引所(綿花市場)に会員加入、仲買人登録。
昭和37年 4月	資本金を1,900万円に増資。
昭和37年 7月	五条、丸亀出張所開設。
昭和37年 11月	鹿児島(現 鹿児島支店)、高知、観音寺出張所開設。
昭和37年 12月	名古屋穀物商品取引所に会員加入、仲買人登録。名古屋出張所開設。(現 名古屋支店)
昭和38年 3月	岡山出張所開設。(現 岡山支店)
昭和38年 4月	帯広出張所開設。
昭和38年 5月	丹波、甘木、鳴門出張所開設。

年 月	概 要
昭和38年 8月	神戸出張所開設。
昭和38年10月	丸亀出張所廃止。
昭和38年11月	西脇出張所開設。
昭和39年 4月	鳴門、西脇出張所廃止。
昭和39年 6月	帯広出張所廃止。
昭和39年 8月	高知出張所廃止。
昭和40年 3月	資本金を2,000万円に増資。
昭和41年 6月	資本金を4,000万円に増資。
昭和42年10月	甘木出張所廃止。
昭和42年12月	高松(現 高松営業所) 鳥取、広島(現 広島支店) 小倉出張所開設。 下関、倉吉、丹波、五条、観音寺出張所廃止。
昭和43年 8月	神戸ゴム取引所仲買人廃止、会員脱退。
昭和44年 5月	資本金を4,500万円に増資。
昭和44年11月	資本金を4,950万円に増資。シドニー羊毛取引所準会員加入。
昭和44年12月	資本金を8,000万円に増資。
昭和46年 1月	商品取引所法改正により、仲買人登録制から取引員許可制に移行。農林大臣及び通商産業大臣より、北海道穀物商品取引所農産物市場、名古屋穀物商品取引所農産物市場、大阪穀物取引所農産物市場、大阪砂糖取引所砂糖市場、神戸生糸取引所生糸市場、大阪三品取引所綿糸市場、大阪化学繊維取引所毛糸市場・ステープルファイバー糸市場・人造絹糸市場商品取引員の許可を受ける。
昭和49年 8月	豊橋乾繭取引所に会員加入。
昭和50年 4月	資本金を8,800万円に増資。
昭和51年 1月	人造絹糸市場廃止に付き、大阪化学繊維取引所人造絹糸市場商品取引員廃業、人造絹糸市場会員脱退。
昭和51年 2月	資本金を1億120万円に増資。
昭和52年 2月	資本金を1億1,112万2千円に増資。
昭和53年 2月	資本金を1億2,208万5千円に増資。
昭和54年 2月	資本金を1億3,412万9千円に増資。
昭和55年 9月	通商産業大臣より、名古屋支店に大阪三品取引所綿糸市場、大阪化学繊維取引所毛糸市場の許可を受ける。福岡、小倉出張所廃止。
昭和56年10月	堺、尼崎、彦根出張所廃止。
昭和56年11月	富山出張所廃止。
昭和57年 3月	東京金取引所に会員加入、通商産業大臣より金市場商品取引員の許可を受ける。
昭和57年12月	通商産業大臣より、高松・米子・岡山・福井・高田各出張所に東京金取引所金市場の許可を受ける。
昭和58年 6月	資本金を1億6,000万円に増資。
昭和58年 8月	名古屋繊維取引所に会員加入、通商産業大臣より綿糸市場、毛糸市場、ステープルファイバー糸市場商品取引員の許可を受ける。
昭和59年 1月	東京金取引所、銀・白金市場につき銀市場・白金市場会員に加入、通商産業大臣より貴金属市場商品取引員の許可を受ける。
昭和59年 3月	通商産業大臣より、札幌支店・南営業所・鹿児島出張所に東京金取引所貴金属市場の許可を受ける。
昭和59年 5月	資本金を2億円に増資。名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場に会員加入、農林水産大臣より砂糖市場商品取引員の許可を受ける。

年 月	概 要
昭和59年10月	取引所合併により、大阪繊維取引所毛糸市場・ステープルファイバー系市場に会員加入通商産業大臣より毛糸市場・ステープルファイバー系市場商品取引員の許可を受ける。
昭和59年11月	取引所合併により、東京工業品取引所貴金属市場に会員加入、通商産業大臣より貴金属市場商品取引員の許可を受ける。
昭和60年 6月	資本金を2億5,000万円に増資。
昭和61年 3月	資本金を3億4,000万円に増資。鳥取出張所廃止。
昭和61年 8月	通商産業大臣より、鹿児島出張所に大阪繊維取引所綿糸市場・毛糸市場の許可を受ける。
昭和61年12月	資本金を4億800万円に増資。
昭和62年 5月	東京穀物商品取引所に会員加入。
昭和63年 2月	神戸出張所廃止。
昭和63年 3月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場商品取引員の許可を受ける。 東京支店開設、農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場の許可を受ける。
昭和63年 8月	通商産業大臣より、東京支店に東京工業品取引所貴金属市場の許可を受ける。
昭和63年12月	東京工業品取引所ゴム市場に会員加入。
平成 元年11月	農林水産大臣及び通商産業大臣より東京支店に大阪砂糖取引所砂糖市場、大阪繊維取引所綿糸市場・毛糸市場の許可を、札幌支店に大阪砂糖取引所砂糖市場の許可を受ける。
平成 2年 9月	資本金を4億4,880万円に増資。
平成 2年11月	農林水産大臣より、徳島支店に東京穀物商品取引所農産物市場の許可を受ける。
平成 3年 9月	通商産業大臣より、東京工業品取引所ゴム市場商品取引員の許可を受ける。
平成 3年12月	資本金を6億7,320万円に増資。
平成 4年 3月	資本金を7億4,052万円に増資。
平成 4年 7月	東京工業品取引所、パラジウム上場につきパラジウム(貴金属)市場に会員加入。
平成 5年 3月	資本金を8億1,457万2千円に増資。
平成 5年 4月	大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける。
平成 5年 8月	農林水産大臣及び通商産業大臣より、札幌支店に神戸生糸取引所繭糸市場、大阪繊維取引所綿糸市場・毛糸市場取引員の許可を、東京支店に大阪穀物取引所農産物市場、神戸生糸取引所繭糸市場取引員の許可を受ける。
平成 6年 4月	資本金を8億5,530万5百円に増資。
平成 8年 4月	農林水産大臣及び通商産業大臣より、鹿児島支店に東京穀物商品取引所農産物市場・東京工業品取引所ゴム市場の許可を受ける。 関門商品取引所へ会員加入(農産物市場・砂糖市場)
平成 8年11月	新宿支店開設、農林水産大臣及び通商産業大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場・関西農産商品取引所農産物市場・砂糖市場・神戸生糸取引所繭糸市場、東京工業品取引所貴金属市場・ゴム市場、大阪繊維取引所綿糸市場・毛糸市場の許可を受ける。
平成 9年 1月	東京工業品取引所アルミニウム市場に会員加入。
平成 9年 3月	資本金を9億4,083万5百円に増資。
平成 9年 4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場商品取引員の許可を受ける。
平成 9年 5月	大阪商品取引所アルミニウム市場に会員加入。
平成 9年10月	通商産業大臣より大阪商品取引所アルミニウム市場商品取引員の許可を受ける。
平成10年 4月	京都支店廃止、福井営業所廃止。
平成10年 6月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場会員加入。
平成10年 7月	資本金を9億8,787万2千円に増資。 中部商品取引所商品取引員受託業務廃止。
平成10年 9月	中部商品取引所会員脱退。
平成10年11月	資本金を11億8,787万2千円に増資。

年 月	概 要
平成11年 2月	東京工業品取引所金実物取引実物会員脱退。
平成11年 3月	大阪商品取引所ステープルファイバー系市場上場廃止の為、ステープルファイバー市場受託業務廃止。スフ糸部会員脱退。
平成11年 3月	米子支店廃止。
平成11年 6月	ホームトレード開始。(特定の電子取引)
平成11年 6月	東京工業品取引所、石油上場につきガソリン・灯油の受託会員加入。
平成11年 7月	岡山営業所を岡山支店に呼称変更。
平成11年 8月	徳島支店の位置の変更許可を受ける。
平成11年12月	新宿支店廃止。
平成11年12月	資本金を13億665万9千円に増資。
平成12年 2月	大阪南支店廃止。
平成12年 3月	大阪商品取引所毛糸市場上場廃止の為、毛糸市場受託業務廃止。毛糸会員脱退。
平成13年 6月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場の受託の許可を受ける。
平成13年 7月	取次会社との受託業務開始。
平成13年 8月	商品取引員の許可の更新を受ける。
平成13年10月	関西商品取引所水産物市場の受託の許可を受ける。
平成14年 6月	大阪商品取引所アルミニウム市場受託業務廃止。
平成14年12月	高松営業所廃止。
平成15年 4月	鹿児島支店の位置の変更。
平成15年 6月	資本金を14億3,665万9千円に増資。
平成15年12月	広島支店廃止。
平成16年 3月	大阪商品取引所綿糸市場上場廃止の為、綿糸市場受託業務廃止。綿糸会員脱退。
平成16年 3月	大阪商品取引所ニッケル市場の受託の許可を受ける。
平成16年 5月	商品取引受託業務の許可を受ける。
平成17年 3月	証券仲介業の登録を受ける。
平成17年 6月	名古屋支店廃止。
平成17年 6月	中部商品取引所鉄スクラップ市場の受託の許可を受ける。

(3) 会社の目的

穀物・雑穀・食肉・家畜・鶏卵・海産物・砂糖・繊維製品・貴金属・鉄・非鉄金属・木材・木製品・合板等これらの加工品並びに原材料の売買及び売買の媒介取次または代理。

乾繭・石油・ゴム等の売買及び売買の媒介取次または代理。

商品取引所法の適用を受ける商品取引所市場における上場商品及び天然ゴム指数、農産物・飼料指数等の商品指数の売買取引及びその受託業務。

前記各号商品の貿易業。

前各号の現物並びに有価証券の金融。

外国為替取引業。

商品投資販売業。

証券仲介業。

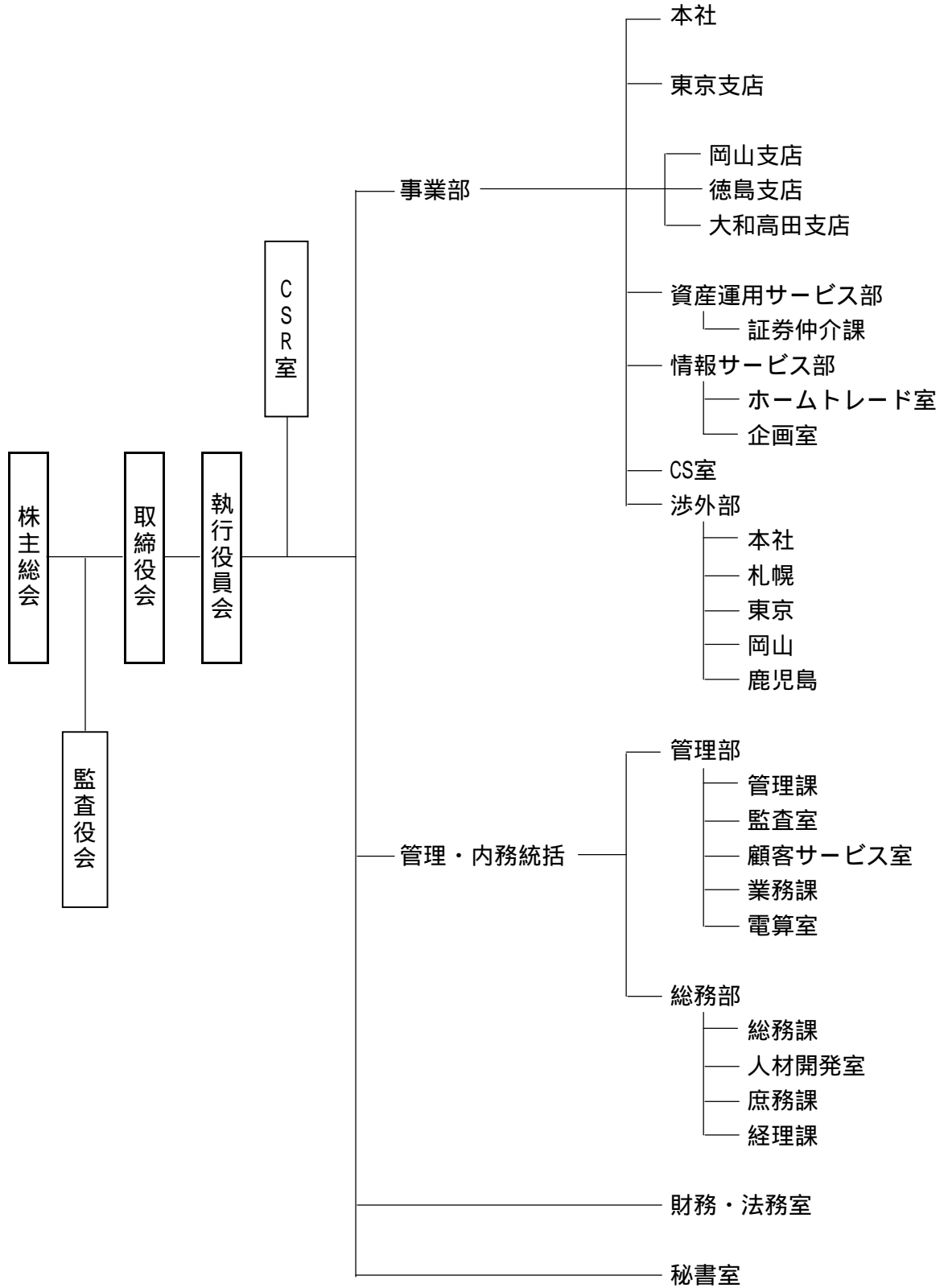
前各号に附帯する一切の業務。

(注)上記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

(4) 事業の内容

経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。(平成19年3月31日)



業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び、自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

（a）主たる業務

イ．商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。（許可番号：農林水産省「16総合第1870号」、経済産業省「商第1号」）

市場名 取引所名	農産物	砂糖	繭糸	貴金属	ゴム	ニッケル	アルミ	石油	飼料指数	農産物	鉄スクラップ	水産物	上場商品名
東京穀物商品取引所													小豆、輸入大豆、とうもろこし コーヒー、輸入大豆オプション 生糸
東京工業品取引所													金、銀、白金、パラジウム
													天然ゴム
													灯油、ガソリン、原油
関西商品取引所													アルミニウム
													小豆、輸入大豆、とうもろこし プロイラー
													コーヒー指数、穀物指数 精糖、粗糖、粗糖オプション
中部大阪商品取引所													冷凍えび
													ニッケル 鉄スクラップ

（b）従たる業務

該当事項はありません。

(5) 営業所の概況

店舗の名称	所 在 地	電 話 番 号
本店	大阪府大阪市中央区北浜二丁目3番8号	0 6 - 6 2 2 2 - 0 0 0 1
札幌支店	北海道札幌市中央区南1条西5丁目20番地	0 1 1 - 2 2 2 - 5 7 7 7
東京支店	東京都中央区日本橋兜町1番10号	0 3 - 3 6 6 2 - 2 1 0 0
大和高田支店	奈良県大和高田市片塩町3番2号	0 7 4 5 - 5 2 - 1 7 1 1
岡山支店	岡山県岡山市蕃山町1番2号	0 8 6 - 2 2 6 - 6 6 0 0
徳島支店	徳島県徳島市寺島本町西1丁目7番1号	0 8 8 - 6 2 2 - 9 1 4 7
鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市加治屋町12番13号	0 9 9 - 2 2 2 - 1 2 2 2

(6) 財務の概要 (平成19年3月決算期)

(a) 資本金	1,436,659 千円
(b) 純資産額 1	1,592,794 千円
(c) 総資産額	5,809,583 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	2,119,165 千円 (2,119,671 千円)
(e) 経常利益	13,927 千円
(f) 当期純利益	69,331 千円

- 1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同法施行規則38条の規定により算出しております。
- 2 表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 2, 873, 318株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

(8) 主要株主名 (上位10名)

氏名または名称	所 有	発行済株式総数に対する
	株式数	所有株式数の割合
	千株	%
株式会社岡安	671	23.4
(株)ハーベストフューチャーズ	260	9.0
岡本 安明	232	8.1
岡本 昭治	207	7.2
岡安不動産(株)	158	5.5
岡本 みどり	60	2.1
(株)AOI フューチャーズ	58	2.0
従業員持株会	56	2.0
新堂 治吉	43	1.5
鎌倉 鉄治	41	1.4
計	1,786	62.2

(9) 役員の状況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 会 長	岡本 昭 昭和2年5月28日	千株 31
代表取締役 社 長	岡本 安明 昭和31年8月25日	232

取締役 (非常勤)	佐藤 陽紀 昭和 18 年 8 月 16 日	—
監査役 (常 勤)	白岩 稔 昭和 10 年 11 月 27 日	2 1
監査役 (非常勤)	岡本 禮子 昭和 9 年 6 月 9 日	—
監査役 (非常勤)	岡本 昭治 昭和 33 年 5 月 8 日	2 0 7
監査役 (非常勤)	岡本 みどり 昭和 39 年 5 月 28 日	6 0
計	7 名	4 9 1

- (注) 1. 監査役岡本禮子、岡本みどりは会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

(10) 従業員の状況

	総数	男 女 別		営 業・非 営 業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	197人	173人	24人	129人	68人
平均年齢	43.1歳	44.7歳	32.4歳	44.5歳	40.4歳
平均勤続年数	9.0年	9.0年	8.8年	7.0年	13.2年
外務員数	158人	151人	7人	128人	30人

2. 営業の状況

(1) 営業方針

当社は「共客栄耀」の企業理念の下、誠実に資産運用サービスを提供できる会社づくりを目指しております。

具体的には商品先物取引、金実物取引、純金積立、証券取引などのお取引に必要な知識、技術をお客様のご要望に沿った形で提供してまいります。

取引に関する専門知識、取引手法（技術）は実戦において身に付くものが多く、その意味で当社営業社員の日々の経験が重要と考えております。

また、お客様に投資知識を充実していただくべく、マンスリーセミナーを開催して当社の情報を開示するなど、お客様の投資活動に対するお手伝いをコツコツと積み上げていきます。

コンプライアンス部門においては引き続き強化策をとり、お客様と当社社員との間にミスマッチが生じないよう企業として最善を尽くしてまいります。

また、事務部門においてもIT化と合理化を進めるなど、収益率の高い企業を目指します。

(2) 当社および当業界を取り巻く環境

諸ルールによる規制強化など経営変革に追われている経営状況ですが、一方では、石油に代表される一次産品の値上がりと国内での投資機運の高まりを考えると事業環境は好転しているとの認識です。当社のビジネスモデルの早期転換が成否のポイントと考えます。

顧客の投資ニーズに対して付加価値の高い情報サービスを提供できる会社になることはもちろんのこと、勤勉で誠実な営業活動ができる社員づくりが重要との認識で社員教育を行ってまいります。

(3) 営業の経過および成果

当社においては期初に活発な委託取引があったもののその後は伸び悩み、委託売買枚数においては対前年比104%になりました。その他の営業項目の前年比は、顧客数においては99%、預かり資産においては104%となり、期末にかけて伸び悩みました。その結果、受取委託手数料では21億1,967万円（前年比107%）となりました。それに商品先物取引売買と商品売買収益等を加算すると当期営業収益は21億1,916万円（同107%）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は21億1,599万円（前年比111%）となり、営業損益は317万円のプラスとなりました。その他、取引所清算配当金の特別損益等を加算すると、当期利益は6,933万円となりました。

受取手数料

(単位：千円)

区分	期別	第 53 期
		(自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
商品先物取引		
関西商品取引所		10,139
中部大阪商品取引所		154
東京穀物商品取引所		908,546
東京工業品取引所		1,200,832
小 計		2,119,671
オプション取引		
商品ファンド		
合 計		2,119,671

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

売買損益

評価損益を含め 2,178 千円の損失となりました。

(単位：千円)

区分	期別	第 53 期
		(自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
商品先物取引		
関西商品取引所		816
中部大阪商品取引所		124
東京穀物商品取引所		737
東京工業品取引所		2,115
小 計		2,319
海外先物取引		
商品売買損益		141
その他売買損益		
合 計		2,178

(注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

2. 消費税は含まれておりません。

3. 表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

売買高

(単位：枚)

期別 内訳 商品市場名	第53期 (自平成18年4月1日) (至平成19年3月31日)		
	委託部門	売買部門	合計
関西商品取引所	5,631	5,545	11,176
中部大阪商品取引所	113	87	200
東京穀物商品取引所	466,436	6,356	472,792
東京工業品取引所	357,591	33,984	391,575
合計	829,771	45,972	875,743

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。

また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

(4) 対処すべき課題

投資ニーズが高まる一方で、業者サイドに課せられる規制が一層に強化されることが予想されます。財務内容の充実と営業手法の改善を早急に進めてまいります。

また、営業マン教育によりプロとしての情報サービス能力を向上させると共に、一方ではコンプライアンス部門を強化充実させて、顧客と営業との間にミスマッチが生じないよう最善を尽くしてまいります。

昨年に続き、専門能力の高い歩合契約社員を積極的に採用して収益率を向上させると共に、証券仲介についても業容を拡大して顧客づくりをいたします。

(5) 受託業務管理規則

追加情報へ記載。

(6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規 登録数	登録 抹消数	期末 登録外務員数
162名	27名	31名	158名

(7) 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規 委託者数	期末 委託者数
1,078名	531名	1,058名

(8) 苦情・紛争に関する事項

当社では、管理部・顧客サ - ビス部が委託者からの苦情・相談等を受け付けて対応しております。そして、迅速且つ適切な処理を行うべく、営業部門に対するチェック・指導の強化及び委託者訪問等により委託者の把握を行い苦情等の未然防止に努めております。また、申し出があった場合には、直ちに詳細な社内調査を実施して適切な処理を行い、苦情等をより迅速且つ適切に処理出来る様努めております。

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦 情 申 出 事 由	件 数	処 理 結 果			処 理 中
		解 決	取 下 げ	打 切 り	
勧誘時に係るもの	4				4
取引に係るもの	2	2			
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合 計	6	2			4

(注) 1 .「苦情」は受託業務に関し、委託者が当社及び、日商協に対して異議、不平、不満等を表明したものを。

2 .「申出事由」は申出人の主張に従って分類したものを。

3 .「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したものを、「取下げ」は、申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決が出来なかったものを。

紛 争 申 出 事 由	件 数	処 理 結 果			処 理 中
		解 決	取 下 げ	不 調	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	2	1			1
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合 計	2	1			1

(注) 1 .「紛争」は受託業務に関し、委託者が当社及び、日商協に対して異議、不平、不満等を表明したものを。

2 .「申出事由」は申出人の主張に従って分類したものを。

3 .「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したものを、「取下げ」は、申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「不調」は当事者間で自主解決が出来なかったものを。

(9) 訴訟に関する事項

平成18年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度よりの係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが2件、また、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが11件あり、現在係争中の訴訟は4件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
13件	3件	7件	4件

(2) 損益計算書

損益計算書〔 自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日 〕

(単位：千円)

区 分	金 額	
営業収益		
受取委託手数料	2,119,671	
商品先物決済損益	4,470	
商品先物評価損益	2,150	
商品売買損益	141	
その他の営業収益	1,672	2,119,165
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,115,990	2,115,990
営業利益		3,174
営業外収益		
受取利息	2,056	
受取配当金	302	
地代家賃	1,434	
受取手数料	10,175	
雑収入	1,169	15,139
営業外費用		
支払利息	2,740	
貸倒引当金繰入額	1,560	
その他	84	4,385
経常利益		13,927
特別利益		
取引所等清算配当金等	36,770	
システム提供負担金収入	28,571	
固定資産売却益	2,334	
その他	220	67,896
特別損失		
固定資産廃棄損	3,599	
投資有価証券売却損	190	3,790
税引前当期純利益		78,033
法人税、住民税及び事業税		8,702
当期純利益		69,331

(3) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔 自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日 〕

(単位 : 千円)

区 分	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成18年3月31日 残 高	1,436,659	170,800	170,800	70,550	525,000	786,587
当 期 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 取 崩					525,000	525,000
当 期 純 利 益						69,331
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	525,000	594,331
平成19年3月31日 残 高	1,436,659	170,800	170,800	70,550	-	192,255

区 分	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
	利 剰 余 金 計				
平成18年3月31日 残 高	191,037	1,416,421	26,967	26,967	1,443,388
当 期 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 取 崩					
当 期 純 利 益	69,331	69,331			69,331
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)			1,235	1,235	1,235
当期変動額合計	69,331	69,331	1,235	1,235	70,566
平成19年3月31日 残 高	121,705	1,485,753	28,202	28,202	1,513,955

(4) 個別注記表

当社の計算書類は、「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日付、社団法人日本商品取引員協会理事会決定)に基づいて作成しております。

計算書類の記載金額、株数、比率等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、金額は、千円単位で表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | | |
|-------------------|----|---|
| (1) その他有価証券 | …… | 時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法 |
| (2) 保管有価証券 | …… | 商品取引所法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次の通りです。
利付国債証券(7%以上) 額面金額の80%
社債(上場銘柄) 額面金額の65%
株券(一部上場銘柄) 時価の70%相当額
倉荷証券 時価の70%相当額 |
| (3) 子会社株式及び関連会社株式 | …… | 移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|----|----|-------------|
| 商品 | …… | 先入先出法による原価法 |
|----|----|-------------|

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …… 定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月以降に取得した建物（建物付属設備は除く）については定額法を採用しております。
- なお、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、3 年間均等償却によっております。
- (2) 無形固定資産 …… 定額法によっております。
- (3) 長期前払費用 …… 均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、一括評価による繰入額により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …… 従業員への賞与の支給に備えるため、過去の支給実施額を勘案し、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。

5. 特別法上の準備金の計上基準

- 商品取引責任準備金 …… 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則第 111 条に定める額を計上しております。

6. 営業収益の計上基準

- | | | |
|--------------|----|------------------------------------|
| (1) 受取委託手数料 | …… | 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。 |
| (2) 商品先物決済損益 | …… | 反対売買により取引を決済したときに計上しております。 |
| (3) 商品先物評価損益 | …… | 期末現在の未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。 |
| (4) 商品売買損益 | …… | 取引成立日に計上しております。 |
| (5) その他の営業収益 | …… | 入金日に計上しております。 |

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,513,955千円であります。

貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳

(1) 担保資産の内訳

預金	140,000 千円
預託金	70,000 千円
建物	181 千円
土地	97,181 千円
投資有価証券	466,754 千円

(2) 対応する債務の内訳

短期借入金	237,689 千円
商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 3 号に基づく銀行等による契約弁済保証額	200,000 千円
商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号に基づく委託者保護基金による代位弁済保証額	280,000 千円

なお、上記投資有価証券は他者名義となっております。

2. 取引証拠金等の代用として(株)日本商品清算機構に預託している資産

保管有価証券	529,603 千円
投資有価証券	19,051 千円

合計	548,654 千円
----	------------

3. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 37,929 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は 480,000 千円であります。

4. 有形固定資産の減価償却累計額

	226,514 千円
--	------------

5. 偶発債務

以下の係争事件があります。

事件の内容	損害賠償請求
相手方	委託者
被請求金額	30,131 千円

6. 関係会社に対する金銭債権・債務

1年内返済予定長期借入金 27,000千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引以外の取引 619千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 2,873,318株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

その他有価証券評価差額金	19,276千円
繰延税金負債（固定）合計	19,276千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、次の通りであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

区分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	41,070	8,782	32,287
ソフトウェア	38,564	21,835	16,728
合計	79,634	30,618	49,016

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	17,117千円
1年超	33,107千円
合計	50,225千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	12,115千円
減価償却費相当額	10,991千円
支払利息相当額	1,267千円

4. 減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

(関連会社等)

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連 会社	オカヤ スファ ンドマ ネージ メント (株)	大阪市 中央区	100,000	商品 投資 顧問 業	所有 直接 50%	兼任 2名	融資	資金の 借入	27,000	1年内 返済予 定長期 借入金	27,000
								利息の 支払	619	未払金	593

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額、期末残高には消費税等を含んでおりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限は平成20年3月末日としております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	526 円 90 銭
1 株当たり当期純利益金額	24 円 12 銭

その他の注記

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は昭和 45 年 9 月 1 日から適格退職年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	152,697千円
ロ. 年金資産	125,791千円
<hr/>	
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	26,906千円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	22,650千円
<hr/>	
ホ. 退職給付引当金(ハ-ニ)	4,255千円

当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

イ. 勤務費用	2,820千円
ロ. 会計基準変更時差異の費用処理額	2,516千円
<hr/>	
ハ. 退職給付費用	5,337千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率については記載しておりません。

(2) 会計基準変更時差異の処理年数 15 年

(5) 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

(6) 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額 × 100]	368 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額 × 100]	110 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額 × 100]	105 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額 × 100]	26 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額 × 100]	47 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額 × 100]	269 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額 × 100]	105 %

(注) 「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額 (*)}}{\text{リスク額 (*)}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則 (以下、「施行規則」という。) 第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額 (「市場リスク」という。) と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額 (「取引先リスク」という。) とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

【追加情報】

2. 営業の状況

(5) 受託業務管理規則(平成19年3月現在)

(目的)

第1条 この規則は、自己責任原則の徹底と委託者の保護育成を図るため、勧誘並びに受託業務等の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(商品先物取引不適合者の参入防止)

第2条 当社は、次に掲げる不適合者に該当することが判明したときは、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わない。但し、次項に定める場合についてはこの限りでない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 恩給、年金、退職金、社会保険給付金等により主として生計を維持する(収入の半分を占める)者
- (3) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 借入れによって商品先物取引を行おうとする者
- (7) 一定以上(年500万円)の収入を有しない者
- (8) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、農業・漁業協同組合等の金融機関に勤務する者で支店長職にある者
- (9) 前号の金融機関、国・地方公共団体、民間企業等の公金出納取扱い者
- (10) 年齢の制限として若年者(30歳未満)、高齢者(75歳以上)
- (11) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行うとする者

2. 前項第2号、第7号、第9号ないし第11号に該当する者において、『本人自らが適合性の原則に照らして原則として、不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、以下に掲げる不相当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している』旨の『申出書(本人自書)』の提出を受け、以下に掲げる事項を満たしている場合であって、総括管理責任者が妥当と認めた場合は前項の適用を除外する。

- (1) 前項第2号及び第7号に該当する者については、申告した投資可能資金額の裏づけとなる資産を有しており、知識・理解度・興味度・判断力が十分であると認められる場合。
- (2) 前項第9号に該当する者については、自己資金であることを証明した場合。
- (3) 前項第10号に該当する者については、相当の所得、あるいは投資可能資

金を持ち、先物取引の仕組み・リスク等の説明を受けた事項に係る知識・理解度・興味度・判断力が的確かつ十分であると認められる場合。

(4) 前項第10号に該当する者のうち高齢者については、前号のほか商品先物取引、株式先物取引、為替取引等レバレッジ性のある取引経験が直近3年以内延べ90日以上あること。

(5) 前項第11号に該当する者については、新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障の無い範囲で設定されており、その裏づけとなる資産を有していること。

3. 第1項各号に該当しない者であっても、総括管理責任者が諸要件を判断して先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わない。

4. 受託中の委託者が新たに不適合者及び不適合者と同等に扱う可能性のある委託者に該当した場合は、総括管理責任者及び統括管理責任者は当該委託者について十分な精査を行った上、不適合者と認定したときは、受託玉について最善と考えられる処置をとる。

但し、第2項各号に該当する委託者については『本人自らが適合性の原則に照らして、原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに別に定める例外の要件を自らが満たすことについて確認している』旨の『申出書(本人自書)』の提出を受け、かつ、例外の要件を満たしている場合であって、総括管理責任者が妥当と認めた場合に限り本項の適用を除外する。

第3条 勧誘段階において、委託者が適合性を有しないことが判明した場合には直ちに勧誘を中止する。

(適合性の審査)

第4条 当社においては、口座設定申込書、見込客カード、委託者調査報告書、本人確認書面、口座開設審査表及びガイド理解度確認書等の書類に基づき、総括管理責任者が取引受託の適否に係る最終審査を行うものとする。

2. 前項の審査に係る審査日、審査者、審査結果及び審査の判断根拠等に関する記録を作成し、これを3年間保存するものとする。

(勧誘の際の告知・確認)

第5条 「勧誘」とは外務員が委託者に対して、商品先物取引の委託契約締結又は契約締結後の個々の取引の委託の意思形成に影響を与える程度に商品先物取引を勧める行為をいう。

2. 登録外務員が訪問、電話等により商品先物取引の委託の勧誘をするにあたっては、勧誘の相手に対して、会社名、外務員名及び目的を明確に告知し、勧誘を受ける意思の有無を確認する。

3. 勧誘の際の告知及び勧誘を受ける意思の確認に関する記録を作成し、3年間保存する。

(迷惑勧誘・再勧誘の禁止)

第5条 当社は以下に掲げる勧誘行為を行わないものとする。但し、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合はこの限りでない。

- (1) 迷惑であると考えられる時間帯(21時から翌朝8時まで)に電話又は訪問による勧誘を行うこと
 - (2) 顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行うこと
 - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行うこと
2. 委託を行わない旨の意思(勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む)を表明した者に対して再度の勧誘を行ってはならない。
 3. 勧誘拒否者への再勧誘を防止するための措置については、別途、受託業務管理規則細則に定めるものとする。

(口座設定申込書の徴収)

第6条 当社は、商品先物取引を行おうとする委託者から審査手続きの為、次の事項を記載した口座設定申込書(以下『申込書』という。)の提出を受けるものとする。

- (1) 住所、氏名、生年月日、性別
 - (2) 勤務先(名称・住所・業種)、所属部署、役職及び勤続年数
 - (3) 商品先物取引の仕組みの理解度
 - (4) 商品先物取引・株式取引(信用・先物)・為替取引等の経験度合
 - (5) 年収、流動資産、固定資産その他
 - (6) 投資可能資金額
 - (7) 取引申し出の経緯
 - (8) その他必要な事項
2. 前項の申込書の提出に先立って、委託者に対し、前項第6号の投資可能資金額とは委託者が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障の無い範囲で取引証拠金として差し入れ可能な資金総額であり、取引によって損失等が発生した場合には当初届け出た投資可能資金額から当該損失額を控除する旨を分かりやすく説明し、理解を求めるものとする。
 3. 約諾書の差し入れ、証拠金の受け入れ及び取引の受注は第3条第1項に定める審査を受けた後とする。

(顧客カードの整備)

第7条 当社は適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するかどうかの判断を行う為、委託者に適合性の原則の趣旨を説明した上で、委託者の知識、経験及び資産の状況に関する情報の提供を求め、委託者の属性の把握に努める。

2. 前項の属性調査について、申込書等に基づき当社が必要と認めた下記の事項を記載した顧客カードを作成する。

- (1) 住所、氏名、生年月日、性別
- (2) 勤務先(名称・住所・業種)、所属部署、役職及び勤続年数
- (3) 商品先物取引・株式取引(信用・先物)・為替取引等の経験度合
- (4) 年収、流動資産、固定資産その他
- (5) 投資可能資金額
- (6) 取引申し出の経緯
- (7) その他必要な事項

3. 顧客カードは、管理部に備え付け、支店、営業所にはその写しを備え付けるものとし、委託者の属性等に変更があった場合はその都度変更内容を追記し、最新の委託者属性の把握に努めることとする。

(取引意思の確認)

第8条 当社は、委託の勧誘、契約、売買指示に於ける委託者の意思を確認すると共にその意思を実行していることを外務員日誌等に記録する。

(本人確認について)

第9条 当社は、健全な委託者の導入を図るため、委託者の住所、氏名、年齢等を明確にするための証明書(運転免許証等)の提出を受ける。

なお、法人口座については定款等の提出を受ける。

(勧誘の際の説明義務)

第10条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、『受託契約準則』、『商品先物取引 - 委託のガイド』等の関係書面を交付し、その交付した書面の記述や図面の該当箇所を示しながら取引の投機の本質、損失のリスク、商品先物取引の仕組み、上場商品に関する知識並びに情報収集の方法等の基本的知識について詳細に説明する。

2. 契約締結前の説明は、まず初めに第1号及び第2号に定める事項について説明し、委託者の理解を書面により確認した後、第3号ないし第5号に定める事項について説明し、同様に委託者の理解を書面により確認する。

(1) 商品先物取引は現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10倍から30倍程度の額の取引を行うも

のであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。

- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
 - (3) 取引の損益に加えて委託手数料がかかること、及びその額と徴収時期
 - (4) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
 - (5) その他商品取引所法施行規則第 104 条に定める事項
- 3 . 思惑に反して相場が動いた場合の対処方法を説明したりリスク・マネージメントを交付するとともに委託者の判断と責任において取引を行うことについて委託者に十分な自覚を促す。
- 4 . 委託者から『商品先物取引 - 委託のガイド』を理解した旨を書面にて提出を受ける。委託者の理解が十分でない場合は再度説明し、理解確認した旨の書面の提出を受ける。
- 5 . 委託者が『説明は不要』との意思表示をした場合でも、説明を行わずに契約を締結してはならない。

(委託者の保護育成措置)

第 1 1 条 当社は、商品先物市場に参加するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者、又はこれと同等と判断される委託者については、3 か月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を行う。なお、取引経験者の認定基準については、次条に定めるところによる。

- (1) 委託者に対し、前条に定める説明を行うことにより、商品先物取引について十分な理解を求め。
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を心がけていただくと共に、当該委託者の資力、取引経験等からみて、明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する措置に努める。
- (3) 商品先物取引等の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、一定期間 (習熟期間中) は、取引本証拠金合計額が投資可能資金額 (評価損を含む) の 3 分の 1 を越えないものとする。

2 . 習熟期間満了適否の判断については、別途、受託業務管理規則細則に定めるものとする。

(商品先物取引経験者の認定基準)

第12条 当社は取引経験者の認定基準を以下のとおりとする。

- (1) 当社又は他社において直近3年以内に商品先物取引の経験が延べ90日以上あること。
- (2) 他社取引経験者の場合は、原則として売買報告書、残高照合書等にて直近3年以内に延べ90日以上取引実績が確認できる証明書等の提出があること。

(商品先物取引の理解度の確認)

第13条 委託者に対し、商品先物取引について十分な理解を深める趣旨から、以下の事項について理解度を確認する。

- (イ) 担当外務員の情報提供及びサービス内容
- (ロ) 売買報告書及び残高照合通知書等の内容
- (ハ) 預り金額等の内容
- (ニ) 商品相場の値動き等の内容
- (ホ) その他

(管理組織)

第14条 当社は、受託業務等に係る責任の所在の明確化を図るため、本社、本店及び支店(営業所)毎に次の責任者を置くものとする。

- (1) 総括管理責任者は、管理本部担当役員を当てる。
総括管理責任者の職務は、社内管理の最高責任者として管理部門(管理・広告・宣伝)を総括し、適格性等審査の最終責任者とする。
- (2) 統括管理責任者は、管理本部責任者を当てる。
統括管理責任者の職務は、総括管理責任者を補佐し、全社の管理責任者を掌握、社内管理の遂行状況を精査する。
- (3) 管理責任者は、管理本部担当者とする。
本店・支店・営業所にそれぞれ責任者を配する。

(管理責任者の職務)

第15条 管理責任者の職務は次の通りとする。

- (1) 勧誘活動に関する外務員への指導監督、並びに健全な委託者層を拡大させ適正な受託業務を遂行する為に行う委託者の適合性の審査。
- (2) 投資可能資金額に対する調査、確認及び顧客カードの整備。
- (3) 委託者の資力、取引経験等から取引内容を分析・精査し、迅速適切な処置。
- (4) 委託者からの相談・苦情・紛争に対する迅速且つ適切な対応。
- (5) 登録外務員の委託者に対する連絡、サービス状況等の掌握。

- (6) 外務員に対する関係法令諸規定等の指導及び遵守状況の監視。
- (7) その他委託者の保護育成に必要と認められる措置。

(不正資金の流入防止措置)

第16条 当社は以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避する為、以下の該当者には次項の措置をとるものとする。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、農業・漁業の協同組合等の金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (2) 国・地方公共団体その他公益機関で直接、金銭、有価証券の取扱いに係わる者
 - (3) 民間企業等で直接、金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- 2 . 当該委託者の入出金累計額が 3,000 万円を越えたとき(有価証券代用額を含む)当該委託者の資金について調査を開始する。但し前項(1)号の当該委託者については自己申告年収額を越えたとき調査を開始する。
 - 3 . 調査は管理部が当るものとし営業部門はこれに協力する。調査に当たっては、本人から事情を聴取するとともに、その資金の根拠を記載した申出書及び自己資金であることの証拠書類等の提出又は提示を求める。この場合、当該委託者が当該証拠書類等を提出又は提示しないときは、その後の追加の預託を受けない。
 - 4 . 前項の調査に関しては、その記録を作成し、10 年間保存する。
 - 5 . 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、その後の入金是不正資金の有無に係わらず受託しないものとし、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに速やかに清算する。
 - 6 . 前項に該当する委託者の取引内容等を日本商品先物取引協会、取引所、及び関係機関等へ報告する。
 - 7 . 麻薬等の不正取引から得た資金の洗浄(マネー・ロウダリング)を防止する為、一取引当たり3,000万円以上の取引があった委託者についても前項と同様の措置をとる。

(受託業務の禁止行為)

第17条 商品先物取引の委託の勧誘並びに受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、日本商品先物取引協会の受託等業務に関する規則に定める禁止行為を行わないものとする。

(違反者に対する懲戒)

第18条 受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを社内規定に基づき処分をする。

(特定電子取引)

第 1 9 条 特定電子取引については別に定める。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第 2 0 条 取引本証拠金の額等は、総括管理責任者が別に定め、その記録を 3 年間保存する。

(規則の改定及び改正)

第 2 1 条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 2 2 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとし、その改正をしたときも同様とする。

(細 則)

第 2 3 条 本規則を実施するために別に細則を定める。

岡安商事株式会社